鬼北町森林資源活用事業

特定事業選定資料

令和7年10月

愛媛県鬼北町

令和7年10月17日に実施方針を公表した「鬼北町森林資源活用事業」は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定に基づき、特定事業として選定しましたので、同法第11条第1項の規定により、特定事業選定における客観的評価の結果を公表します。

令和7年10月31日

鬼北町長 兵頭 誠亀

目 次

1	事業概	既要	4
-	1 - 1	事業内容に関する事項	4
2.	事業の	○評価	6
4	2 - 1.	評価の方法	6
4	2 - 2.	P F I 事業として実施する場合の定量的評価	6
6	2 - 3.	PFI事業として実施する場合の定性的評価	7
6	2 - 4.	総合的評価	7

1 事業概要

1-1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

鬼北町森林資源活用事業

(2) 公共施設の種類等

- ・改質リグニン工場
- 木材加工工場
- ・小型バイオマス発電設備
- ·太陽光発電設備
- 蓄電池設備

(3) 公共施設の管理者

鬼北町長 兵頭 誠亀

(4) 事業の目的

本施設は、鬼北町が有する豊富な森林資源を活用し、改質リグニンの開発および製造を行うことを目的とした産業拠点である。改質リグニンは、木質バイオマスから抽出される高機能成分であり、樹脂や炭素材料などの原料としての利用が進む次世代バイオマス素材である。脱炭素社会の実現や化石資源の代替といった社会的要請を背景に、今後の成長が大きく見込まれる分野であり、本施設は鬼北町の地域資源を最大限に活かした新たな産業創出の中核としての役割を担うものである。また、施設には再生可能エネルギーの活用を目的に太陽光発電設備と蓄電池を併設し、工場における自家消費電源の確保と、事業継続計画(BCP)への対応を通じてレジリエンスの強化を図る。災害時には非常用電源として地域住民にも開放するなど、防災拠点としての機能も備える。これにより、林業の振興や地域雇用の創出、再生可能エネルギーによる地産地消の実現など、多方面にわたる地域経済・社会への波及効果が期待されている。

(5) 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下、PFI 法という。)第8条第1項の規定に基づき町が選定した民間事業者(以下「事業者」という。)が、対象施設の建設・運営業務を事業契約書に定める事業期間中にわたって維持管理業務を遂行する、BTO方式(Build Transfer Operate)により実施する。

(6) 業務新田

本業務において事業者が実施する業務範囲は、次のとおりである。

① 本施設の整備

ア 設計業務

- •調査業務
- 設計業務
- 申請等業務
- ・その他業務

イ 建設工事業務

- 着工前業務
- ・建設期間中の業務
- 備品等調達設置業務
- 完成後業務
- ・その他施設整備上必要な業務

② 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 備品等保守管理業務
- 工 清掃業務
- 才 警備業務
- カ 環境衛生管理業務
- キ 外構等保守管理業務
- ク 修繕・更新業務

③ 公共施設等の運営業務

- ア 運営管理業務
- イ 使用許可等に関する業務
- ウ 使用料の徴収
- 工 自主事業

(7) 事業スケジュール

①スケジュール

本事業のスケジュールは、下記のとおりとする。

施設整備期間	令和7年12月(予定)~令和9年3月
維持管理・運営期間	令和9年4月から15年間

②事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、当該施設から速やかに退去し、事業終了後の当該施設の維持管理業務について町に引き継ぎを行うこと。

(8) 支払に関する事項

町の事業者に対する支払は、事業者が実施する本事業における本施設の施設整備業務に係る対価と本施設の維持管理・運営業務に係るサービス対価とする。

町は、本施設の整備業務に係る対価については、事業年度ごとに、事業者に対し、町と事業者間で締結する事業契約書に定める額を支払うものとする。

ただし、本事業は、国の交付金の充当を予定しており、本事業の補助対象施設建設費の概 ね 50%を当該交付金によって支払い、残りの概ね 50%は地方債を充当して支払う予定である。 (ただし、国による交付金の配分率は年度により変動することがあるため留意すること。)

また、本施設の維持管理・運営業務に係るサービス対価について、町は、本施設の町への引渡しが完了した日から事業契約期間中に、事業者に対し、事業契約書に定める額を事業期間にわたり支払うものとする。

一方、事業者は、本施設の一部を利用して民間事業を実施するにあたり、当該利用に係る対価として、町に対し施設利用料を支払うものとする。施設利用料の額、支払い方法および支払時期は、事業契約書において定めるものとし、町へ納付する。

施設利用料については、物価変動、税制改正その他合理的な理由がある場合には、町と事業者が協議のうえ改定することができるものとする。

2. 事業の評価

2-1. 評価の方法

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「鬼北町森林資源活用事業実施方針」に基づき、事業期間全体にわたるコスト算出による町の財政負担額の定量的評価及びPFI事業として実施することによるサービス水準に関する定性的評価を行い、総合的な評価を行うこととする。

2-2. PFI事業として実施する場合の定量的評価

(1) 算出にあたっての前提条件

本事業において、町が従来の手法で実施する場合の財政負担額とPFI事業として実施する場合の財政負担額の比較を行うにあたって、その前提条件を次のとおり設定した。なお、これらの前提条件は町が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案を制約するものではない。

項目	町が従来の手法で実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担額の主な	①施設整備業務費	①建設整備業務費
内容	②施設運営業務費	②施設運営業務費
算定根拠	業務を民間事業者に個別・単年度で 委託することを前提に事業費を算定	現PFI事業の実績等をもとに、事業者ヒアリング、実態調査を基に算定
共通事項 インフレ率:現時点では考慮していない。 割引率:2.3%		CV' ₀

(2) 定量的評価の結果

(1)の前提条件のもとで、町が従来の手法で実施する場合とPFI事業として実施する場合の町の財政負担額を事業期間中に年度別に算出し、現在価値換算額で比較すると、PFI事業として実施する場合は、町が従来の手法で実施する場合に比べて、約 9.1%のVFM (Value for Money) が見込まれる結果となった。また、民間事業者に移転したリスクがあることを勘案すると、さらなるVFMの拡大が見込まれる。

2-3. PF I 事業として実施する場合の定性的評価

PFIを導入した場合の定量的な効果であるVFMに加え、PFI事業における公民の連携体制の構築やPFIによる事業実施の経験及びその効果・成果が得られていることも踏まえて、次のとおり、定性的な効果が期待される。

項目	PFI (BTO方式)
	設計・施工・運営を一体的に担う民間のノウハウにより、高効率な生産設備や省エネ設備(太陽光・蓄電池)
サービス向上可能性	の導入が可能となり、安定した稼働や品質向上が期待できる。また、最新技術を活用した工場オペレーションにより、サービス水準の向上が見込まれる。
リスク移転の適切性	設計・建設・保守運営に関わる技術的・時間的リスク、 再エネ設備の稼働・保守リスクを民間に移転でき、公共 は成果物に対してのみ対価を支払うため、過剰な負担を 回避できる。運営期間中の設備障害や費用超過リスクの
	移転も明確である。
ライフサイクルコストの最適化 と財政支出の平準化	民間が建設後の維持管理・運営を一貫して行うため、初期投資と運用コストを総合的に抑制できる。さらに、歳入控除型により、運営収益を用いて施設利用料として町
	に収める仕組みとすることで、公共の実質的支出を平準化・最小化できる。
公共性・公平性の確保	町が施設の所有権を保持し、運営条件や地域優先枠の設定などにより、地域住民や地場企業への公平なアクセスが確保できる。バイオマス利用を通じた地域資源循環も公共性を高める要素となる。
地域貢献・波及効果	地場産業(林業)との連携により、未利用材(特にスギ材)の高付加価値化が図られ、森林整備の促進、地域経済の活性化、雇用創出が見込まれる。また、太陽光・蓄電池の導入により、地域エネルギー自立の推進にも寄与する。
政策整合性	第二次鬼北町長期総合計画(林業振興・雇用創出・資源循環型社会)や脱炭素政策と高い整合性があり、町の重点施策と合致している。加えて、国のGX推進や地域脱炭素政策との連動も図られており、外部資金(補助金・交付金)獲得の可能性も高い。
災害対応性・BCP対応	蓄電池と太陽光発電の併設により、災害時の停電対策や 非常用電源確保が可能となり、BCP(事業継続計画) にも対応。地域の防災インフラとしての副次的機能も期 待される。

2-4. 総合的評価

本事業はPFI事業として実施することにより、町が従来の手法で実施する場合と比較して、 定量的評価及び定性的評価において効果が発揮されるものと期待できる。以上により、本事業 をPFIとして実施することが適当であると認め、PFI法第7条の規定に基づき、本事業を 特定事業として選定する。